

# 日田市犯罪被害者等支援条例の概要

内容	詳細
(目的)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにする</li><li>・ 犯罪被害者等の支援を総合的に推進</li><li>・ 犯罪被害者等の被害の早期の回復及び軽減を図る</li></ul>
(基本理念)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が推進される</li><li>・ 犯罪被害者等の被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等、その状況に応じ適切に支援を行っていく</li><li>・ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように支援の提供を行う</li></ul>
(市の責務)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする</li><li>・ 国や県、警察機関等と連携を図る</li></ul>
(市民等の責務)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 犯罪被害者等の状況等に関し理解し、二次的被害の防止に十分配慮するもの</li><li>・ 市が実施する施策の協力を努める</li></ul>
(市が行う施策)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談及び情報の提供</li><li>・ 経済的負担の軽減</li><li>・ 日常生活の支援</li><li>・ 居住の安定</li><li>・ 広報及び啓発</li></ul>